



特定空家等の略式代執行に伴う公告について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に認められる次の建築物及びそれに附属する立木その他土地に定着するもの（以下「建築物等」という。）について、法第22条第3項の規定による措置を命ぜられる者を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月25日

氷見市長 菊 地 正 寛



1 対象となる建築物等の概要

- (1) 所在地 氷見市北大町17番32号
- (2) 家屋番号 ー
- (3) 用途 居宅
- (4) 構造 木造2階建て瓦葺
- (5) 延床面積 289.86㎡（現況を優先する。）

2 所有者等に命じる必要な措置の内容

- 1の建築物等の除却、敷地内残存物の撤去及び立木の伐採

3 所有者等に必要な措置を命じる理由

1の建築物等は、能登半島地震で被害の大きかった県道（数田・下田子線）373号線に隣接した北大町地内にあり、震災の影響も強く受けていることが考えられ、そのまま放置した場合、倒壊に伴い、隣家や道路の通行人等に被害が及ぶ等、保安上危険となるおそれがあるため

4 措置の期限

令和8年7月31日

5 氷見市長等による措置

1の建築物等の所有者が、4の措置の期限までに2の措置を行わないときは、氷見市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、2の措置を行う。

6 措置に要した費用の徴収

市長等が2の措置を行ったあとに所有者等が確知された場合は、措置に要した費用の全てを所有者等から徴収する。

7 動産の取り扱い

- (1) 市長等が2の措置を行うときは、建築物等の内部及びその敷地に存する動産等を撤去し、処分する。
- (2) 動産等について権利を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し、又はその者を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、8の問合せ先へ通知すること。

8 問合せ先

企画政策部未来戦略課

電話0766-74-8190